

令和8年度「ているる塾参加費補助事業」募集要項

1 目的

ているる塾参加費補助事業は、離島地域に居住し、女性人材育成事業でいるる塾の講座（以下「ているる塾」という。）を受講する者に対し、旅費を補助することで受講を促進し、女性が家庭・職場・地域全体それぞれの場で活躍できる人材の育成を図ります。

2 対象者

ているる塾受講生であり、かつ、沖縄県離島住民割引運賃カードを取得されている方。

3 補助対象となる講座

補助の対象となるているる塾講座は、対面受講必須となっている講座です。

4 補助金額

補助対象経費のうち、1回あたりの上限を2万円とします。

5 補助対象経費

- (1) 対象経費は、3に掲げる講座への参加費用とし、離島地域から本島へ移動する際に要する旅費（航空賃、船賃）について、実費の範囲内（離島割引適用後の運賃が上限）で補助を行います
- (2) 日程の都合上、宿泊が必要となる場合には、宿泊費を定額（9,800円）で補助します。なお、自宅等で宿泊費の負担が生じない場合は、宿泊費の支給はありません。
- (3) 補助回数は、同一人に対し一年度につき3回限りです。

6 申請期間

令和8年5月18日（月）から令和8年7月17日（金）まで。
審査結果につきましては、選定委員会を経て、8月末までにお知らせします。

7 応募資格

第8期ているる塾受講生募集に応募された方

8 提出書類（申請書・必要書類）

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）に添付書類を揃えて、メール・郵送または直接持参でご提出願います。なお、提出された書類や資料は返却いたしません。
- (2) 参加費補助を希望する講座終了後、1カ月以内に運賃種別の記載がある領収書（原本）を添付し、実績報告書兼請求書（第3号様式）の提出が必要です。

8 お申込み・お問合せ先

公益財団法人おきなわ女性財団 渡慶次・仲

〒900-0036 那覇市西3-11-1 1階

電話：098-868-3717 FAX：098-863-8662 e-mail：kouza@okinawajosei.org